

8-1. 大阪体育学会学会賞および奨励賞選考委員会内規

- 1 学会賞および奨励賞規程6に基づき、学会賞および奨励賞の選考に関する内規を設ける。
- 2 学会賞および奨励賞の選考委員は、5名とし、理事会において会長、副会長、理事の中から選出する（学会賞および奨励賞規程5）。但し、学会賞および奨励賞の推薦者と学会賞候補の共同研究者は選考委員になることはできない。
- 3 選考委員会は、委員長1名を互選によって決定する。
- 4 選考委員長は、委員会を代表し議長となる。
- 5 選考委員会は、委員4名以上の賛成をもって学会賞候補者1名、奨励賞候補2名までを決定し、理事会に推薦する（学会賞および奨励賞規程7）。

附則

- 1) 平成18年6月17日 理事会承認
- 2) 平成22年10月1日 理事会承認